

# 「外商投資会社の登記の審査・批准管理 法律の適用に関する若干問題の執行意 見」の重点的条項に対する解説

2006年9月22日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 国家工商総局外資局による「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の執行意見」の重点的条項に対する解説

(2006年9月22日)

注) 邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います。

「会社法」、「会社登記管理条例」及び外商投資に関する法律を正確に適用し、我が国の外資法律と政策を利用する時の連続性を維持し、更に外商直接投資の進出許可管理業務の水準を向上させるために、国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局が2006年4月24日に連名で「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の執行意見」(工商外企字[2006]81号、以下、「執行意見」と略す。)

「執行意見」は新たな形勢の要求に適応し、外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用原則を明確にする上に、外商投資会社の組織機構、設立形式、登記申請期限、審査・批准及び登記するときに提出すべき文書、出資方式、出資監督・管理、国内投資、弁事機構の地位、出資に関わる税関と外貨管理などの問題につき、明確で具体的な意見を出した。「執行意見」は、国家の関連する部門の新たに改正された「会社法」、「会社登記管理条例」及び外商投資に関する法律を徹底し、実施する面における有力な措置であり、国家の関連する法律執行部門の職能を転換し、法律に基づき行政を行い、協調し力を合わせ、サービスを向上することの具体的な体现であり、外資登記・管理系統が努力して進取し、新たな局面を開拓した積極的な成果である。最近は、全国各地で「執行意見」の学習・徹底を、「会社法」、「会社登記管理条例」の学習・徹底及び外資法律、法規の学習・徹底と結びつけ、責任をもって職責を履行し、外資登記管理の業務を新法律の要求に合わせるために努力している。同時に、各地は学習・徹底する過程のなかで、幾つかの問題を挙げ、理解と認識の統一が必要となっている。ここに「会社法」及び関連する外商投資企業の法律の学習と理解に結びつけ、各地で比較的に多く質疑された「執行意見」の条項に対し、以下の解説を行い、各地の更に「執行意見」を学習・徹底する過程の中で、参考として提供する。

一、一人会社の規範化問題に関して。「会社法」の一人会社に関わる規定を外商独資の会社に対する適用する時に、外商独資の会社に比較的に大きな影響をもたらす。特に現在、外商独資会社と言う形式をもって設立

登記を申請する比率はますます高くなる見通しであり、地方工商局と外商独資企業はこの問題に対し特に関心を払っている。一人会社と言う形式の確定と関係する制限規定を組み合わせる措置は、我が国の「会社法」が時代の発展趨勢に応じ、投資を奨励するとともに取引の安全を守る、この二重の立法目的を体現する。外商独資企業が「会社法」の一人会社に関わる規定を適用することは、法律適用原則の具体的体現であり、同時に外商独資企業法に対し、必要な補充である。従って、「執行意見」は下記の内容を明確する：法律に基づき、外商独資という形式をもって一人有限会社を設立する時に、その登録資本金最低額は、「会社法」の一人有限会社に関わる規定に合致しなければならない；外国自然人が一人有限会社を設立する時に、更に「会社法」の一人有限会社海外投資制限に関わる規定に合致しなければならない。この条項は下記の幾つかの意味を含む：第一に、最低登録資本金は10万人民元を下回ってはならない；第二に、外国自然人が中国で一人会社を設立する時に、その会社数は制限されていない；第三に、外国自然人の設立した一人会社が海外投資を行う時に、一人会社の形式を採用してはならない；第四に、一人有限会社の出資期限は、その他の有限責任会社と同じように、分割支払いを施行する。法律の不溯及という原則に基づき、2006年1月1日以前に既に法律に基づき設立された外商独資会社はそのまま変更を行わなくてよい。但し、その登録資本金を変更する時に、又は海外投資を行う時に、上述の規定に合致しなければならない。

**二、外商投資会社の組織機構に関して。**「執行意見」は「会社法」及び関連する外商投資の法律に基づき、類型の異なる外商投資会社の組織機構に対し、更に明確な区分をした：中外合資と中外合作の有限責任会社は、関連する規定に基づき、董事会を権力機構として設立しなければならない。同時に会社のその他の組織機構は、法律に基づき、会社の定款をもって規定する；外商合資と外商独資の有限責任会社及び外商投資の株式会社有限会社の組織機構は、「会社法」の規定に合致し、健全な会社の組織機構を建設しなければならない。各地は、この条項が外商投資会社に監事会の設立を要求しているかどうか、という問題に対し理解が一致していない。従って重点的に説明する必要がある。「会社法」の規定に基づき、有限責任会社と株式会社有限会社は監事会を設立しなければならない。但し、株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限責任会社は、1名乃至2名の監事を置き、監事会を設置しないことができる。これで分るのは、監事制度は「会社法」に強制的に設立を要求されているが、関連する外商投資の法律はこれに対し別途規定がない。従って、法律の適用原則

に基づき、すべての類型の外商投資会社は監事制度を設けなくてはならないが、監事制度の組織形式(監事会か監事か)、選出方式(選挙か委任か)、任期と職権などの具体的事項に対し、会社の状況に基づき、会社定款をもって規定することができる。その他に強調すべき点は、法律の不溯及という原則に基づき、2006年1月1日前に既に設立された外商投資会社に対し、定款の変更を行うかどうかということには、会社登記機関は強制的に要求すべきでなく、会社は自分で決定することができる。定款を変更する場合は、審査・批准機関に批准を申請し、且つ登記機関に備案(中国語:登録)を申請しなければならない。

実際に執行するときに、この条項は会社登記機関の会社定款に対する審査の職責及び審査・批准機関との協調問題を明確しなければならない。会社登記機関の審査する職責に関し、「会社法」と「会社登記管理条例」では明確な規定がある:会社を設立する時に、会社登記機関に申請しなければならない;「会社法」で規定された設立条件に合致しなければ、会社として登記してはならない;法律に基づき会社定款を制定し、且つ会社定款の中で法律の要求に基づき会社の機構を規定するのは、会社を設立する時に備えなければならない条件である;会社の定款が法律又は行政法規の規定した内容に違反した場合、会社登記機関は会社に相応する修正を要求する権利が有する。これで分るのは、会社登記機関は法律に基づき、会社定款を審査する権利が有する。会社組織機構に対する審査は、会社登記機関の会社定款に対する審査の構成要素である。実際に業務を行う時に、審査・批准機関との協調問題に関し、我々の意見は:会社定款が審査・批准機関の批准を得た後、効力が発生することは、会社登記機関の法律に基づき、既に審査・批准された定款の条項に対する審査することには影響がない。会社登記機関は審査をおこなう過程の中で、会社定款では法律或いは行政法規に違反する内容がある、又は会社の登記事項が違法で、会社の設立条件に合致していない場合、会社に修正を要求する権利を有する。会社が修正をおこなわなければ、申請を受理しない;会社が会社登記機関の要求に従い、おこなった修正は審査・批准機関の批准証明書に記載した事項に触れていない場合、改めて審査・批准を申請しなくてよい;審査・批准機関の批准証明書に記載した事項に触れている場合、改めて審査・批准を申請しなければならない。

**三、 外国投資者の主体的資格又は身分証明書の公証・認証文書に関して。**「執行意見」はこれに対し原則的規定だけを制定した。具体的公証認証方式は、改正された「外商投資企業登記書式及び規範化要求」をもって

詳述する。各地の実際に執行するときに反映された状況と、外交部領事司への諮詢を合わせて、外国投資者の主体的資格又は身分証明書は、各種の状況によって、各種の方式をもって公証・認証の手続きをおこなうことができる。申請者は申請事項によって、相応する規範化要求に基づき、証明文書を提出することができる。

(一) 企業又はその他の経済組織としての外国投資者の主体的資格証明書は、その所属する国家の主管機関により公証を発行し、我が国の駐当該国大使(領事)館に送り、認証をおこなう。その所属する国家が我が国と外交関係がない場合、我が国と外交関係がある第三国駐当該国大使(領事)館により認証を行い、そして我が国の駐当該第三国大使(領事)館に送り、認証をおこなう。一部の国家の海外属地により発行された文書は、当該属地で公証を得た後、当該国の外交機構により認証され、最後に我が国の駐当該国大使(領事)館により認証されなければならない。

(二) 自然人としての外国投資者の身分証明書とは、投資者の持っている当該国の権限のある部門により発行された自然人の身分証明書の効力を有する文書をさす。各国の制度が異なっているので、「執行意見」は「身分証明書」の内容に対し、その重要な条件を統一的に要求していない。但し一般的には、氏名、性別、年齢、国籍、証明書番号など、自然人の身分を確認する際に十分である基本的内容を備えなければならない。実践において、パスポートは国際範囲内に通用できる公民の出入国及び国外に於いて国籍と身分の証明書として、持主がビザと入国手続きを完了した後、提出した写しは、原本との一致が確認されれば、公証・認証を通じなくても外国投資者の「身分証明書」として認められる。ビザと入国手続きを完了していない外国投資者に対し、パスポートは有効な「身分証明書」とできず、公証・認証された当該国の権限のある部門により発行された文書を身分証明書にしなければならない。

(三) 香港、マカオ地区の投資者の主体的資格証明書又は身分証明書は、司法部の関連する中国委託公証人管理に関わる専門規定に基づき、当地の公証機構により発行された公証文書を提供し、司法部により派遣された駐当該地の機構に署名且つ転送された後、使用することができる。

(四) 台湾地区の投資者の主体的資格証明書又は身分証明書の状況は複雑であり、国家の関連する規定及び当該地の実際の審査・検定に相応する証明文書に基づかなければならない。

**四、会社類型に関して。**「執行意見」は「会社法」と関連する外商投資の法律に基づき、外商投資の会社類型

に対し、更に明確な区分をした。「有限責任会社」と「株式有限会社」に注釈をつけると言う形式で、23 種類の類型を挙げた。最近、国家工商総局は「市場参入と退出データ規範 市場主体分冊」などの十項目の標準(工商弁字[2006]130 号)を公布した。その中で、添付文書 1 の『「市場参入と退出データ規範 市場主体分冊」などの十項目の工商行政管理情報化標準に関する説明』は、「外資登記管理検査・測定分析用データ規範」(以下、「外資標準」と略す)と新データ標準の関係について説明した。外資標準を徹底し執行する際に、新データ標準と一致していない場合は、新データ標準に準ずることを要求した。外資標準のなかでの「企業類型」に関する規定が簡単であり、新標準が「執行意見」に基づき詳述された場合、新旧二つの標準の中で、新しく公布されたデータ標準に基づき執行する。各受権局は新標準に基づき、速やかに外商投資の会社類型の区分に対し調整を行い、新しい要求に基づきデータを上級機関に報告しなければならない。

**五、外商投資会社の国内投資資格の審査に関して。**「執行意見」は「行政許可法」と「会社法」に基づき、下記の内容を明確にした: 会社登記機関は今後、相応する投資資格証明の審査をおこなわない。言い換えれば、「外商投資企業の国内投資に関する暫行規定」第五条(登録資本金が既に払い込み済み、利潤を儲け始める、違法記録なし)と第六条(自身の純資産の 50%を超えてはならない)と言う制限規定は今後執行しない。

**六、登記を変更する時に、審査・批准機関が先行審査・批准を要する事項に関して。**「執行意見」は「会社法」、「会社登記管理条例」と外資三法(注:「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」三つの法律をさす)の規定に基づき、8 項目の先行審査・批准を要する事項を明確に挙げた。それ以外は、会社名称、投資者名称、法定代表人、払込資本金、審査・批准機関の管轄を超えない住所の変更などの事項は、先に登記の変更を行い、登記が変更された日から 30 日以内に、会社定款の修正に関する審査・批准又は備案手続きをおこなうことができる。ここで説明すべき点は: 本「執行意見」は行政規則の効力等級しか持ってない。従ってその他の法律または行政法規で明確な規定がある場合は、その規定に従わなければならない。例えば、外資金融機構の高級管理者(法定代表人を含む)の変更は、相応する行政法規の規定に基づき、登記の変更をおこなう前に、金融監督・管理部門の資格審査と批准を取得しなければならない。

**七、 登記変更の申請期限に関して。**「執行意見」は「会社登記管理条例」の期限を再度強調した上、審査・批准された登記変更の申請期限に対し、30日以内に登記の変更を申請すると言う要求を補充し規定した。実践に於いて、特に登録資本金を増資し、新しく増加した登録資本金の20%以上の出資を払い込まなければならない時に、外貨或いは税関の手続き、更に相応する評価、验资、検証の手続きを行わなければならないので、これらの遅滞は一定の合理性があるので、会社登記機関が期限を計算する時に控除できるように、登記の変更を申請するときに合理的な説明をしなければならない。

**八、 弁事機構の登記と監督・管理に関して。**弁事機構の登記に関し、「執行意見」は既に明確にした:元の既に登記された弁事機構は、改めて延期の手続きをおこなわない;期限が満了した後は、登記取り消し手続きを行わなければならない、又は必要に応じて分公司の設立を申請しなければならない。説明すべき点は、法律は会社の弁事機構の存在を禁止することがなく、外商投資企業は業務の必要によって、会社の住所以外の場所で直接に業務連絡をおこなう弁事機構を設立することができる。その場合に工商登記をおこなう必要はない。弁事機構が経営活動をおこなうことの認定及び処罰に関し、現在まで法律と法規ではまだ明確な具体的規定がなく、各地の法律を執行する実践のなかで一層経験を積む必要がある。その過程の中で、強調すべきなのは:弁事機構は今後工商登記の範囲に入れなくなった後、外資登記管理機関はそれに対する監督・管理を継続し、直接に経営活動をおこなうことを禁止しなければならない。各受権局及び所屬地の監督・管理をおこなっている下部の工商行政管理機関は、監督・管理と法律を執行する過程に於いて、生産型の会社の弁事機構が製品の選別、加工、製造、販売及び上述の業務に関連する仕入れ、セールス、貯蔵、配送、据付、試験調整、保守修繕などの活動をおこなうものは、法律に基づき分公司の登記を行わせるべきである;分公司の登記を行わずに上述の活動を行うものは、無許可経営(中国語:無照経営)行為と見なされ、「無許可経営に対する検査・処理取締り弁法」の関連する規定に基づき、そのような弁事機構を取り締ることができる。

(国家工商総局外商投資企業登録局により提供された)